

社会福祉法人埼玉療育友の会 特別養護老人ホームはるな苑
給食業務委託業者選定に関する実施要領

社会福祉法人埼玉療育友の会 特別養護老人ホームはるな苑 における給食業務委託業者の選定を下記により実施します。

1 選定要件

(1) 対象施設

特別養護老人ホームはるな苑 定員84名

(2) 委託業務の内容

ア 特別養護老人ホームはるな苑の給食業務全般

入居者（ショートステイ（空床型）を含む）の朝食・昼食・夕食・おやつ

イ 勤務職員の昼食・夕食

希望者のみ

ウ 行事食については、原則月1回以上の提供

契約金額の中で対応（ユニットごとの企画食については別途協議）

※委託業務の詳細は、仕様書のとおり。Q&Aも参照のこと。

(3) 委託契約期間

令和9年4月1日～令和10年3月31日

※ただし、契約の実施状況を評価した上で翌年度の契約を自動更新する。（最長3年間、令和11年度契約まで）

(4) 提案上限額

61,400,000円

※本業務の契約締結に係る上限額（消費税含む）であり、この金額を超える提案は審査の対象外とする。また、予定価格はこの範囲内で別途算定する。

※給食費収支の赤字改善に資するものであること。

参考 給食業務委託の収支（1月当たり平均・税込み額）

		R6	R7	R8
収入	単価/日	1,445	1,555	1,655
	30日分	3,554,700	3,825,300	4,071,300
支出(管理費+食材費)		4,140,306	4,649,334	4,870,400
1月あたり差額		-585,605	-824,034	-799,100

2 選定方法

公募型プロポーザル（提案・企画）総合評価方式とし、人件費及び食材費を含めた総費用と食を提供する安全管理・運営体制及び品質を総合的に審査する。

3 参加資格

次の全ての要件を満たすこと

- (1) 埼玉県競争入札参加資格者名簿の「給食業務」（ランクA）に登録されていること
- (2) 令和6年4月1日以降において、埼玉県内の80床以上のユニットケア形式の特別養護老人ホームの給食業務を受託し適正に履行した実績があること
- (3) 埼玉県内に契約締結権限のある本店又は支店を有すること
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による

- 更生手続開始の申立てをしていない者又は更生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てがなされていない者
- (6) 本件入札の公告日から落札決定までの期間に、「埼玉県の契約に係る入札参加停止等の措置要綱」に基づく入札参加停止の措置を受けていないこと
- (7) 過去3年以内に埼玉県の契約に係る「埼玉県の契約に係る暴力団排除措置要綱」に基づく入札参加除外等の停止の措置を受けていないこと
- (8) 当法人の理事が役員に就いていないこと

4 手続

- (1) 関係書類（実施要領、仕様書、参加申込書（様式）、提案書・見積書（様式））の交付
※特別養護老人ホームはるな苑のホームページ（<http://harunaen.net>）からダウンロードしてください（令和8年9月1日（金）から）。

ア 提案書

- ・ 献立についての考え方 1か月分の参考献立
- ・ 年間行事食の案
- ・ 職員配置について（職員構成・勤務表案・欠員時における対応策など）
- ・ 食材調達・物流体制
- ・ 災害時非常時の対応
- ・ その他アピールする点

イ 見積書

次の内訳で見積もりを提出する。（それぞれ消費税抜き）

- ・ 管理費：人件費等の管理費の金額（月額）
- ・ 食材費：朝食、昼食、おやつ、夕食、それぞれ1食あたり単価及び月額

- (2) 質問受付及び質問への回答

ア 受付期間 令和8年9月1日（火）～ 令和8年9月14日（月）

イ 質問方法 電子メール（saitama-ryouiku@cameo.plala.or.jp）にて行うこと

ウ 送付先 特別養護老人ホーム はるな苑 事務長 梶ヶ谷

エ 回答 令和8年9月18日（金）

※質問の内容によっては回答できないことがある。

- (3) 参加申込書の提出及び資格審査結果の回答

ア 受付期間 令和8年9月18日（金）～令和8年9月25日（金）

イ 提出方法 電子メール（saitama-ryouiku@cameo.plala.or.jp）にて送付

ウ 送付先 特別養護老人ホーム はるな苑 事務長 梶ヶ谷

エ 資格審査結果の通知 令和8年9月30日（水）に電子メールにて通知する。

- (4) 提案書・見積書の提出

ア 提出期限（郵送又は直接）

令和8年10月16日（金）17時まで ※必着

※ 提出期限を過ぎての再提出、追加提出は認めない。

※ 提出された書類は返却しない。（委託業者選定の目的以外には使用しない。）

イ 提出先

〒354-0031 埼玉県富士見市勝瀬 512-1

特別養護老人ホームはるな苑 事務長 梶ヶ谷

- (5) 一次審査（書類審査）及びその結果の通知

提案書類をもとに一次審査（書類審査）を実施する。結果は郵送で通知する。

(6) 最終審査（プレゼンテーション）

ア 日 時 令和８年１０月下旬（別途通知する。）

イ 場 所 特別養護老人ホームはるな苑 会議室

ウ プレゼンテーション時間

プレゼンテーションとヒアリングを含め１社２０分以内とする（質疑応答含む）。

(7) 最終審査の結果通知

最も優れた業者を契約候補者として決定し、審査結果は全参加業者に郵送にて通知する。

なお、通知内容についての異議、質問等は受け付けない。

(8) 契約

提案内容を反映した委託業務仕様書を決定し、当法人理事会の承認後、契約を締結する。

5 審査・選定

(1) 審査・選定方法

苑委託業者選定委員会が一次審査及び最終審査（プレゼンテーション）を実施する。

審査に当たっては見積額、提案内容、業務実施体制等を総合的に評価し、最も優れた提案者を契約先候補者として選定する。

提案書を提出した者が１者のときは、選定委員会が提案内容を総合的に審査し、本事業の委託先として適当であると認めた場合に、当該提案書を提出した者を契約先候補者として選定する。なお、選定委員会は非公開とする。

(2) プレゼンテーション

ア プレゼンテーション審査は提出された見積書・提案書を基に実施する。

- ・ 提案書及び見積書に沿って説明すること
- ・ プロジェクター等の器具の持込み、使用は認めない。
- ・ 質疑に対しては、その場で対応すること
- ・ 参加人数は各社３人以内とする

イ 試食について

- ・ 試食は３人分を用意し、また、見積書の食材単価に沿った内容とすること
- ・ 昼食を想定し、主食、主菜、副菜２品、汁物とする。
- ・ 食器は持ち込むこと
- ・ 当施設の調理設備の使用は認めないが、電子レンジ等の持込みは可とする。（当施設の電気を使用してよい。）
- ・ 予め用意した料理を取り分け、提供すること。

6 スケジュールの概要

実施要領等関係書類の交付	令和８年８月３１日（月）から
▽	
質問受付	令和８年９月１日（火）～１４日（月）まで
▽	
質問に対する回答	令和８年９月１８日（金）
▽	
参加申込書受付	令和８年９月１８日（金）～２５日（金）まで
▽	
資格審査結果通知	令和８年９月３０日（水）
▽	

提案書・見積書受付	令和8年10月16日（金）まで
▽	
一次審査結果通知	令和8年10月下旬
▽	
最終審査・ヒアリング・プレゼンテーション	令和8年11月上旬
▽	
最終審査結果連絡	令和8年11月下旬
▽	
理事会	令和8年12月
▽	
契約の決定	令和8年12月下旬

※具体的日程は別途通知する。

6 その他

- ・ 提案に要する費用はすべて提案者の負担とする。
- ・ 参加申込書、提案書・見積書の内容等に虚偽、不適切な事項が発覚した場合は、直ちに失格とする。（契約締結後も同様）